

25動検第1134号
平成26年2月27日

公益社団法人 日本警察犬協会事務局長 殿

農林水産省動物検疫所長



動物検疫における輸入手続の徹底について

貴協会におかれましては、日頃から動物検疫業務に御理解・御協力いただきありがとうございます。

我が国は、海外から輸入される動物、畜産物等を介して家畜の悪性伝染病が国内に侵入することを防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき動物検疫措置を講じております。

このような中、貴協会の会員において、犬の毛が、海外から輸入検査を受けずに我が国に持ち込まれ、遺伝子検査材料に供されていた不適切な事例が確認されました。調査の結果、本事例については、関係者の動物検疫制度に対する理解が不十分であったことが確認されましたが、このような事例は、同法に違反するだけでなく、我が国への犬を含む家畜の伝染病の侵入リスクを高めるものであり、極めて遺憾な問題です。

我が国では、動物検疫の対象となるものを「指定検疫物」（別添）として定めており、これらを輸入する場合は、その量や用途にかかわらず、検査材料であっても必ず輸入検査を受けていただく必要があります。具体的には、犬を含む動物由来の肉・臓器・皮・毛・血液・糞・尿等を国内に持ち込む場合には、動物検疫の輸入検査が必要となります。

つきましては、貴協会におかれましては、このような事例が発生することのないよう、くれぐれも御注意いただき、家畜伝染病予防法についての理解を更に深めていただくとともに、指定検疫物を持ち込む際には、あらかじめ最寄りの動物検疫所へお問い合わせいただきますよう、会員への周知方よろしく願いいたします。

【別添】

指定検疫物（家畜伝染病予防法施行規則第45条抜粋）

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ 偶蹄類の動物及び馬

ロ 鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ 犬（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ニ 兎（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ホ みつばち（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

二 鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器

四 第一号の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿

五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉

六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン

七 第四十三条の表の上欄に掲げる地域（その地域に属する諸島を含む。）から発送され、又はこれらの地域を經由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するため加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草

八 法第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する物

(参考1)

動物検疫所ホームページ

URL : http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/im_for_research.html

(参考2)

動物検疫所連絡先

企画管理部企画調整課	0 4 5 - 7 5 1 - 5 9 2 3
検疫部動物検疫課	0 4 5 - 7 5 1 - 5 9 7 3
検疫部畜産物検疫課	0 4 5 - 2 0 1 - 9 4 7 8
北海道出張所	0 1 2 3 - 2 4 - 6 0 8 0
仙台空港出張所	0 2 2 - 3 8 3 - 2 3 0 2
新潟空港出張所	0 2 5 - 2 7 5 - 4 5 6 5
清水出張所	0 5 4 - 3 5 3 - 5 0 8 6
成田支所検疫第1課	0 4 7 6 - 3 2 - 6 6 6 4
成田支所検疫第2課	0 4 7 6 - 3 4 - 2 3 4 2
成田支所貨物検査課	0 4 7 6 - 3 2 - 6 6 5 5
羽田空港支所	0 3 - 5 7 5 7 - 9 7 5 2
羽田空港支所東京出張所	0 3 - 3 5 2 9 - 3 0 2 1
中部空港支所	0 5 6 9 - 3 8 - 8 5 7 7
中部空港支所名古屋出張所	0 5 2 - 6 5 1 - 0 3 3 4
中部空港支所小松出張所	0 7 6 1 - 2 4 - 1 4 0 7
関西空港支所検疫第1課	0 7 2 - 4 5 5 - 1 9 5 6
関西空港支所小松島出張所	0 8 8 5 - 3 2 - 2 4 2 2
神戸支所	0 7 8 - 2 2 2 - 8 9 9 0
神戸支所大阪出張所	0 6 - 6 5 7 5 - 3 4 6 6
神戸支所岡山空港出張所	0 8 6 - 2 9 4 - 4 7 3 7
神戸支所広島空港出張所	0 8 4 8 - 8 6 - 8 1 1 8
門司支所	0 9 3 - 3 2 1 - 1 1 1 6
門司支所博多出張所	0 9 2 - 2 6 2 - 5 2 8 5
門司支所福岡空港出張所	0 9 2 - 4 7 7 - 0 0 8 0
門司支所長崎空港出張所	0 9 5 7 - 5 4 - 4 5 0 5
門司支所鹿児島空港出張所	0 9 9 5 - 4 3 - 9 0 6 1
沖縄支所	0 9 8 - 8 6 1 - 4 3 7 0
沖縄支所那覇空港出張所	0 9 8 - 8 5 7 - 4 4 6 8